

別表一の二(三)

「27」欄又は「29」欄に記載がある場合に、適用額明細書に以下の記載が必要です。

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|---|--|--------------------------------------|---|---|------------------|-----------------------|---|--------------------------------------|-----------------------|-------------|
| 平成 年 月 日 税務署長殿 | | 所 業 種 目 要 否 別 表 類 別 | 連 結 申 告 一 連 番 号 | 連 結 グ ル プ 整 理 番 号 | 連 結 事 業 年 度 (至) | 上 売 金 額 | 申 告 年 月 日 | 申 告 区 分 庁 指 定 局 指 定 指 導 等 区 分 | 通 信 日 付 印 確 認 印 | 省 略 年 月 日 | 年 月 日 |
| 納 税 地 電 話 () - | 連 結 親 法 人 整 理 番 号 | 経 理 責 任 者 自 署 押 印 | 代 表 者 自 署 押 印 | 旧 納 税 地 及 び 旧 法 人 名 等 | 貸 借 対 照 表 損 益 計 算 書 株 主 (社 員) 資 本 等 委 任 計 算 書 又 は 損 益 金 拠 分 表 勘 定 科 目 内 訳 明 細 書 個 別 結 算 簿 等 同 類 の 文 書 事 業 概 況 書 組 織 再 編 成 に 係 る 契 約 書 等 の 写 し 組 織 再 編 成 に 係 る 移 転 資 産 等 の 明 細 書 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | |

平成 年 月 日
 連
 結
 事
 業
 年
 度
 分
 申
 告
 書
 平成 年 月 日

翌年以降送付要否 要 不要
 適用額明細書提出の有無 有 無
 税理士法第30条の書面提出有 有 無
 税理士法第33条の2の書面提出有 有 無

| | | | | | |
|---|----|----------------------------|---|----|----------------------------|
| 連 結 所 得 金 額 又 は 連 結 欠 損 金 額 (別表四の二「56の①」) | 1 | 十 億 百 万 千 円 | 所得税額等の還付金額 (40) | 14 | 十 億 百 万 千 円 |
| 法 人 税 額 (32) | 2 | | 連 結 中 間 納 付 額 (12) - (11) | 15 | |
| 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (別表六の二「6の③」) | 3 | | 連 結 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額 計 | 16 | |
| 差 引 法 人 税 額 (2) - (3) | 4 | | | 17 | |
| 連 結 納 税 の 承 認 を 受 け た 場 合 等 に お け る 特 別 控 除 額 の 功 能 (別表三「24」の「2」) | 5 | | | 18 | |
| 土 地 譲 渡 税 額 (別表三「27」) | 6 | | | 19 | |
| 土 地 譲 渡 税 額 (別表三「27」) | 7 | | | 20 | |
| 法 人 税 額 (4) + (5) + (6) + (7) | 8 | | | 21 | |
| 仮 装 経 理 に 基 づ け た 連 結 納 税 の 更 正 に 伴 う 特 別 控 除 額 (別表六の二「6の③」) | 9 | | | 22 | |
| 差 引 連 結 所 得 金 額 対 する 法 人 税 額 (8) - (9) - (10) | 10 | | | 23 | |
| 連 結 中 間 申 告 分 の 法 人 税 額 | 11 | | | 24 | |
| 法 人 税 額 の 計 算 (1)の金額又は800万円× 相当額のうち少ない金額 (1)のうち年800万円 相当額を超える金額 | 12 | | | 25 | |
| 連 結 所 得 金 額 (1) + (2) | 13 | | | 26 | |
| 土 地 譲 渡 税 額 (別表三「27」) | 14 | | | 27 | |
| 同 上 (別表三「27」) | 15 | | | 28 | |
| 所 得 税 の 額 (別表六の二「6の③」) | 16 | | | 29 | |
| 外 国 税 額 (別表六の二「12」) | 17 | | | 30 | |
| 計 (36) + (37) | 18 | | | 31 | |
| 控 除 し た 金 額 (10) | 19 | | | 32 | |
| 控 除 し け な かつ た 金 額 (38) - (39) | 20 | | | 33 | |

「27」欄

特定の医療法人が中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の8第1項第3号」
 ② 「区分番号」欄: 「10371」
 ③ 「適用額」欄: 当該別表一の二(三)「27」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。
 2 当該別表一の二(一)「1」欄が「0」又はマイナスの場合には、適用額明細書に記載しないでください。

「29」欄

特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の100第1項」
 ② 「区分番号」欄: 「10382」
 ③ 「適用額」欄: 当該別表一の二(三)「29」欄の金額(円単位)

(注) 当該別表一の二(一)「1」欄が「0」又はマイナスの場合には、適用額明細書に記載しないでください。

法 0301-0103-02

税 理 士
 署 名 押 印

別表一の二(三) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書1特定の医療法人の分... 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分